

## 平沢四合田住宅団地分譲のご案内

三春町では、子育て世帯や若者の定住促進を目的とした「平沢四合田住宅団地」の分譲受付を随時、行っております。

### 【申込資格要件】

以下の1から5の全てに該当する方が、お申込みいただけます。

- 1 世帯主となられる方が子育て世帯（申込み時に18歳以下のお子さんを有する世帯）の方、または、若者（申込み時に40歳以下）の方。
- 2 当該分譲地の引き渡しを受けた日から1年以内に住宅建築の着工ができる方。
- 3 住宅完成後、すみやかに三春町に住民登録ができる方。
- 4 市区町村民税、固定資産税等、税金を滞納していない方。
- 5 暴力団員でない方、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していない方。

### 【分譲地詳細】

所在地：福島県田村郡三春町大字平沢字谷戸500番27～56

総区画数：29区画

分譲区画：13区画

用途地域等：都市計画区域内（非線引）・用途地域無指定

三春平沢四合田団地緑化協定

交通機関：JR磐越東線「三春駅」（郡山駅より2駅目）より約1.5km

公共施設：町立御木沢小学校まで約0.7km

町立三春中学校まで約5km

設備：上水道 三春町上水道（宅地内引込済）

雑排水 合併浄化槽

ガス 戸別プロパン対応（戸別引込）

電気 東北電力

道路：区画道路6m（全線舗装済）

公共用地：公園447㎡

開発許可等：検査済証番号/令和元年10月7日付元中建第3536号

設計監理：三春町

その他：有線による光ファイバー提供エリア対象外です。

宅地内に電柱及び支線が設置されている箇所がありますが、移設はできません。

### 【申込み方法】

申込みの際は「町分譲地購入申込書」に以下の書類を添付して提出してください。

- ① 同居しようとする方全員の住民票
- ② 申込者の前年度の納税証明書
- ③ その他町長が指示するもの

### 【分譲の条件】

- (1) 分譲地は現状引渡しとする。
- (2) 分譲地の地盤改良のための経費は、譲受人の負担とする。
- (3) 入居後は平沢1区の行政区に加入すること。
- (4) 譲受人が居住するための住宅及びその従たる施設の建設に使用すること。
- (5) 公害をもたらす施設等、近隣に迷惑を及ぼす恐れのある施設の設置又はそのような行為を行わないこと。
- (6) 譲受人は分譲地の良好な管理に努めなければならない。

### 【その他】

#### ○三春平沢四合田団地緑化協定

緑地帯の健全な管理のため緑化協定を設けています。協定に基づく植栽に対し補助金を交付します。

#### ○三春町定住促進住宅取得奨励金

三春町内の建築業者を利用して新築住宅を建設した方に対し、奨励金を交付します。

交付額：◎基本額20万円（うち、3万円分については商品券等）

別途、子育て世帯や町外からの移住者については加算あり。

※奨励金には期限がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

### 【分譲価格】

分譲地名	地積	分譲価格	m <sup>2</sup> 単価
平沢四合田住宅団地 (13区画)	約242m <sup>2</sup> (約73坪)	3,666,906円	15,150円
	～ 約314m <sup>2</sup> (約95坪)	～ 4,757,706円	

※土地代のほかに、水道加入金および浄化槽を設置するための受益者負担金等が必要となります。

□申込み・分譲に関する問い合わせ先

〒963-7712

福島県田村郡三春町大字込木字大志田201 三春町企業局 水道・宅造グループ

電話：0247-62-2500 FAX：0247-62-2666

E-mail [suido-takuzo@town.miharu.lg.jp](mailto:suido-takuzo@town.miharu.lg.jp)